

納付書が届いてから 納税しようと思っていた 経営者・経理担当者様 注意が必要です！

国税庁では効率化とコスト抑制などの観点により
令和6（2024）年5月以降に送付する分から、送付の対象者を見直し、
納付書の事前の送付を取りやめることとしています。

納付書が届かない対象は？

- e-Tax により申告書を提出（電子申告）している法人
 - e-Tax による申告書の提出（電子申告）が義務化されている法人
 - e-Tax で「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人
- 「納付書」を使用しないで下記的手段により納付されている法人・個人
- ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）をしている
 - インターネットバンキング等による納付をしている
 - クレジットカード納付をしている
 - スマホアプリ納付をしている
 - コンビニ納付（QRコード）をしている

納付書が届かない事で
納税を忘れてしまうと
納税額に応じて

延滞税が発生します



※ 現在、e-Tax を利用されず、税務署から送付された納付書で納付されている方など納付書を必要とされる方に対しては、引き続き納付書を送付する予定となっています。

※ 源泉所得税の徴収高計算書や、消費税の中間申告書兼納付書については、引き続き送付する予定ですが、電子申告及びキャッシュレス納付を是非ご利用ください。

今まで届いていた納付書が届かなくなり、【納税】することを忘れてしまうと
思わぬ【延滞税】が発生してしまう可能性があります！



～こんな場合にオススメ！ 便利な納付手続きのご案内～

- 税務署や金融機関に行く時間が無い
- 源泉所得税等の、毎日納付が必要なものがある
- e-Tax で申告した後に、一連の流れで納付したい

ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）【全税目】

- 毎年確定申告をしているが、毎回納付手続きが面倒
- 預貯金口座から自動引落しで納付したい

振替納税【申告所得税、消費税及び地方消費税】

- 普段使っているインターネットバンキングを利用したい

インターネットバンキング等による納付【全税目】

- クレジットカードやスマホアプリで、時間を気にせず納付したい

クレジットカード納付【全税目】・スマホアプリ納付【全税目】

各種納税手続き等について、わからないことがありましたら、
税理士法人エム・エム・アイ お客様担当にご連絡ください。

お客様のご要望に合わせて、最適な納税方法をご提案いたします。

また、新しい納税方法に挑戦したい場合も、お気軽にお問い合わせください。